

ボートレース鳴門太陽光発電設備等設置業務
公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和6年7月 2日 (火)
参加表明書等提出期間	令和6年7月18日 (木) ～7月30日 (火)
質問受付期間	令和6年7月 2日 (火) ～7月31日 (水)
最終回答日	令和6年8月 8日 (木)
参加資格確認結果の通知	令和6年8月 6日 (火)
現地確認の申込み	令和6年7月 5日 (金) ～7月25日 (木)
現地確認	令和6年7月11日 (木) ～7月31日 (水)
提案書等提出期間	令和6年9月 4日 (水) ～9月12日 (木)
提案書等の審査及び評価 (プレゼンテーション含む)	令和6年9月下旬～10月上旬 (予定)
審査結果通知日	令和6年10月上旬頃 (予定)
契約締結	令和6年10月下旬頃 (予定)

※日程は都合により変更する場合がある。

【受付日時等】

受付日時等については「受付日時等一覧表」を参照すること。

担当部署（ボートレース事業課）の休日は市の休日（鳴門市の休日を定める条例（平成元年鳴門市条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）とは異なるため、書類の提出や事務局と連絡をとる際は十分注意すること。

1. 業務の概要

- (1) 業務名 ボートレース鳴門太陽光発電設備等設置業務（以下「本業務」という。）
- (2) 目的 ボートレース事業で用いる電力を再生可能エネルギーに置き換え、エネルギー自給率を高めることにより、レース運営に要する経費の節減や非常時における電源確保はもとより、温室効果ガスの発生や化石燃料の枯渇など社会的課題の解決を示したSDGsの取り組みを通じてボートレース事業全体の振興とイメージアップを推進する。
- (3) 業務内容 太陽光発電設備等設置にかかる調査、計画、機器の購入及び設置（調整含む）までの全てを行う。詳細については要求水準書及び参考計画図書のとおり。

- (4) 履行期間 契約締結日～令和8年2月27日
- (5) 金額上限 310,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 担当部署 担当課 : 鳴門市企業局 ボートレース事業課
住所 : 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜 48-1
TEL : 088-685-8111 FAX : 088-685-0342
Mail : br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp

2. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は原則として、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 単体の法人であること。また、1者につき1提案とする。
- (2) 類似業務(発電容量300kw以上の太陽光発電設備等の計画から設置まで)を、平成31年4月1日から当該入札公告日までに元請けとして完了した実績(官民間問わないが契約書の写しなど書面等にて確認できるものに限る)を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (4) 次の①又は②に該当する者であること。
 - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業品目にG4(産業用電気機械・電気設備)があること。
 - ② 上記①に該当しない者で、別紙1に示す物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- (5) 鳴門市請負者等指名停止措置要綱(平成22年4月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 鳴門市暴力団等排除措置要綱(平成24年8月1日施行)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中である者でないこと。

3. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加表明者」という。)は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式1

0) を提出すること。

(1) 提出期限 令和6年 7月30日 (火) 午後4時

(2) 提出先

1. (6) に掲げる担当部署

(3) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書 (様式1)

② 提案者の概要及び実績の略歴 (様式2)

③ 別紙1に記載の書類 (鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に記載されている者は不要)

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法

持参又は郵送 (郵送による場合は、必ず受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限日時までに必着のこと。)

4. 参加資格の審査及び確認結果の通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和6年8月6日 (火) までに通知する。

なお、本通知が令和6年8月7日 (水) 午後4時においても届かない場合は、必ず「1. (6) 担当部署」のメールアドレスに問い合わせること。

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、それ以外の内容と判断した質問には回答しない。

(1) 提出期限

令和6年7月31日 (水) 午後4時まで (必着)

(2) 提出先

1. (6) に掲げる担当部署

(3) 提出方法

質問書 (様式3) に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、「1. (6) 担当部署」のメールアドレスに送信すること。誤送信等のトラブルの責任は持てないため十分注意すること。

※ 電子メールのみの受付とし、必ず着信の確認を行うこと。ただし、口頭、電話

等による質問及び受付期間外の質問書の提出には応じない。

なお、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。

(4) 回答方法

令和6年8月8日(木)までに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

6. 現地確認

(1) 現地確認の申込期間

令和6年7月5日(金)～7月25日(木)午後4時まで

申込は参加資格を有する者とし、1者につき2回までとする。

申込者の所属職員が1名以上いれば他は協力業者でも参加可能だが、1回につき6名までとする。

現地確認の時間は2時間程度とする。

(2) 申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書(様式11)を「1.(6)担当部署」のメールアドレスに送信すること。送信後は、必ず担当部署に電話し、受信確認を行うこと。

(3) 現地確認の日時の連絡

担当部署が日程を調整し、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡する。現地確認は、令和6年7月11日(木)～7月31日(水)の期間で実施予定。現地確認が可能な日時は受付日時等一覧表を参照すること。

調整が困難となった場合、現地確認等ができないことがある。

7. 既存資料の配付

既存資料は次のとおり

- ・既存施設設計図(抜粋)
- ・電力使用量(過去実績)

既存資料の配布期間は6.(1)の現地確認の申込期間と同じとする。

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてCD-Rを配付する。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書(様式12)を提出すること。

※配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。配付されたCD-Rは、情報漏洩のないように適切に廃棄すること。

8. 提案書等の提出

提案書等を作成するにあたっては、別紙2の提案書等作成要領を参照すること。

(1) 提出期限

令和6年9月4日(水)～9月12日(木)午後4時まで(必着)

(2) 提出先

1.(6)に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

(郵送による場合は、必ず受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限日時までに必着のこと。)

(4) 提出書類

① 公募型プロポーザル企画提案書(様式4)

② 企画提案内容(様式5-1～様式5-3)

③ 提案価格見積書(様式5-4)

④ 内訳書(様式5-5)

(5) 提出部数

①紙媒体 8部(代表者印押印のもの1部と写し7部)

写しについては、代表者印押印のものと同様とみなし、「ボートレース鳴門太陽光発電設備等設置業務」に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)の各委員にそのままの状態配布するので、内容の確認は提出者の責任において行うこと。

②CD-R 1部

提出するデータの種類は、別紙2の提案書等作成要領を参照すること。

ディスク本体に事業名称・提出会社名を記載し、データ名・ファイルの種類を記載した保管データリストを添付すること。

9. 提案書等の取り扱い

(1) 提出後、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 参加表明書が提出されていても提案書等の提出がない場合、参加を辞退したものとみなす。

10. 提案書等の審査

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、選定委員会において、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を踏まえ実施する。

なお、評価項目・配点等の基準については、別紙3の評価基準のとおりとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）の実施方法は以下のとおりとする。

- ① プレゼンテーション等の出席者は、提案者に所属する社員で本業務を担当する者とし、計4名以内とする。
- ② プレゼンテーション等の日程（時刻）、場所等については、提案者に別途通知する。
（9月中旬頃通知予定）
- ③ プレゼンテーション等は、提案者が提出した技術提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。
（スクリーン及びプロジェクター（配線含む。）は、市が用意する。指し棒等は各自で持参すること。）
- ④ プレゼンテーションの持ち時間は25分、その後の選定委員会委員からのヒアリングも25分程度を予定している。
- ⑤ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

(3) 受託候補者の決定

最終評価点の合計が最も高かったものを受託候補者とする。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、別紙3の評価基準の評価区分（1）・（2）の評価点の合計が当該項目の満点（配点×選定委員数）の6割以上である場合のみ受託候補者として決定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は参加者全員に対し行い、受託候補者決定後、速やかに通知する。
- ② 審査の結果は後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。
公表の内容は選定委員会の日時及び選定委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目及び合計点等とする。

(5) 契約締結交渉

選定委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。
なお、契約交渉が不調となったときは次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

1.1. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 提案書等の作成様式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格（見積書）が、1.（5）に掲げる予算規模を超過したとき。
- (4) 提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。

- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 本プロポーザルの手続きの過程で、2. 参加資格要件の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (7) 次のいずれかの行為を行ったとき。
 - ① 選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ② 他の参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。
 - ③ 受託候補者選定終了までに、他の提案者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

1 2. 契約について

- (1) 契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (3) 協議が整った内容のうちその一部については、本市の契約から切り離し一般財団法人 BOAT RACE 振興会と直接契約を締結してもらうことがある。

1 3. その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利が生じても本市はこの責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用等、必要な対策を講じること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由があっても返還はしない。
- (4) 提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならないものとする。
- (5) 書類の作成、提出及び審査等に係る費用は参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は事由発生後、速やかに「プロポーザル参加辞退届」(様式10)を持参又は郵送により提出するものとする。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはないものとする。
- (7) 本提案に係る提出書類は、鳴門市情報公開条例(平成13年鳴門市条例第34号)に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められ

る情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れのある情報については、決定後の公開とする。

- (8) 仕様書は要求水準書を基に発注者・受注者が協議の上、契約締結時に作成するものとする。
- (9) 提案書等の提出後、市の判断により、ヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (10) 提案書等の内容が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

14. 問い合わせ先

担当課 : 鳴門市企業局 ボートレース事業課

担当 : 谷本、板東

住所 : 〒772-8510 鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜 48-1

TEL : 088-685-8111 FAX : 088-685-0342

Mail : br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp